

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定(復興1)

第1項 活動方針

- 地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、市町と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う。
- 指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

第2項 対 策

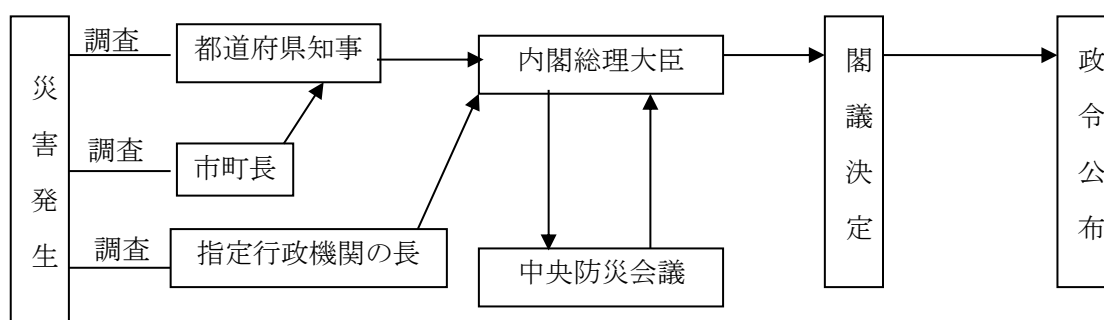
■県と市町が連携して実施する対策

1 激甚災害の指定(各事業関係部)

基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という)に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、県及び市町は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1) 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(2) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公立学校施設災害復旧事業
- ③ 公営住宅災害復旧事業
- ④ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑤ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑥ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑦ 堆積土砂排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- ② 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- ④ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑤ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

ア 県

- ① 県は市町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。
- ② 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

イ 市町

- ① 市町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
- ② 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3 特別財政援助の交付(申請)手続き(各事業関係部)

激甚災害の指定を受けたときは、市町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

【主担当課】
・ 激甚災害対象事業関係課

第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復興2）

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と市町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。
- 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する「災害ケースマネジメント」の仕組みの整備に努める。

第2項 対 策

■県と市町が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応（防災対策部）

（1）被災者台帳整備に向けた検討

市町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、市町の整備促進に協力する。

（2）住家被害認定調査の実施

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、住家被害認定調査の実施体制を直ちに確立し、調査を実施する。また、被害認定調査を効率的に実施できるよう、デジタル技術を活用した住家被害認定調査の実施について検討する。

県は、住家被害認定調査のために必要な人材育成を図り、名簿整備を行うとともに、市町の住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、市町の住家被害認定にばらつきが生じないように、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

（3）罹災証明書の交付

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、罹災証明書の交付にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図るとともに、市町の罹災証明書の発行事務にばらつきが生じないように、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

（1）罹災証明書の交付にかかる手続き等

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

（1）生活資金等の貸付（各資金所管部）

ア 災害援護資金

- ① 実施主体：市町
- ② 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害

- ③ 受給者 : 上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- ④ 貸付限度額 : 350 万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ① 実施主体 : 市町
- ② 受給者 : 配偶者のない女子であって、現に児童（20 才未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。
- ③ 貸付限度額 : 貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類（主要なものを抜粋）
 - a 事業開始資金 b 住宅資金 c 生活資金 d 就職支度資金 e 修学資金
 - f 修業資金 g 医療介護資金 h 結婚資金

ウ 生活福祉資金

- ① 実施主体 : 県社会福祉協議会
- ② 貸付対象者 : 居住する地域、所得等の貸付要件を満たす方
- ③ 貸付資金の種類
 - a 緊急小口資金（災害時特例）
 - b 生活福祉資金（本則貸付）

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（防災対策部）

ア 対象となる自然災害

地震、津波等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ③ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④ 県内にa又はbの市町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑥ 県内に①若しくは②の市町を含む場合、又はcに該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。また、e 中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200

帯、長期避難世帯	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅以外）	—	25	25

《単数世帯の場合》

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	—	18.75	18.75

(2) 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携（県土整備部）

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び市町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者対しては、県及び市町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携

県及び市町は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(3) 租税の徴収猶予及び減免等（総務部）

ア 県税の減免及び期限延長

① 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

② 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 市町税の減免等の措置

市町においては、被災者の市町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給にかかる手続き等

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜国が実施する対策＞

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。

- ② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。
- ③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。
- ④ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。
- ⑤ その他、顧客への対応について十分配慮する。

3 雇用対策（三重労働局）

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

- ① 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- ② 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ① 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- ② 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の指定の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

<三重弁護士会が実施する対策>

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

【主担当課】

- ・ 防災企画・地域支援課、災害対策課、住宅政策課
- ・ 各資金等所管課

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定（復興3）

第1項 活動方針

- 本県が特定大規模災害等となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「三重県震災復興本部（仮称）」を設置する。
- 発災後、「三重県復興指針」に基づき、「三重県震災復興本部（仮称）」において速やかに復興法及び三重県防災対策推進条例に基づく復興方針や復興計画を策定するとともに、市町の復興対策を支援する。

第2項 対 策

■県が実施する対策

1 復興体制の構築

(1) 三重県震災復興本部（仮称）等の設置

ア 三重県震災復興本部（仮称）

復興法第2条第9号に規定する特定大規模災害等が発生した場合、復興に向けての取組を長期的視点に立ち計画的かつ迅速に実施するため、概ね発生1週間後を目途に、県の復興対策に関する意思決定機関として「三重県震災復興本部（仮称）（以下、「復興本部」という）」を県災害対策本部とは別に設置し、県災害対策本部と緊密に連携しながら、県の総合的な復興対策を指揮する。

イ 三重県震災復興対策事務局（仮称）

復興本部の設置に合わせて「三重県震災復興対策事務局（仮称）（以下、復興対策事務局という）」を設置し、復興本部の意思決定にかかる情報のとりまとめ及び関係計画の総合調整等を行う。

ウ 三重県震災復興本部準備室（仮称）

特定大規模災害等が発生した場合、直ちに「三重県震災復興本部準備室（仮称）（以下、準備室という）」を県災害対策本部内に設置し、復興対策の迅速な実施に向けた体制整備や被災状況の把握等を行う。復興本部が設置された場合、準備室は復興対策事務局に移行し、廃止する。

(2) 三重県震災復興本部連絡会議（仮称）等の設置

特定大規模災害等により複数の市町が被災し、復興本部が設置された場合、県と被災市町が連携して設置し、また調整を図りながら、各々の市町の「復興計画」の策定、復興対策の推進を図るための「三重県震災復興本部連絡会議（仮称）」を設置する。

(3) 市町の復旧・復興支援体制の検討

特定大規模災害等により甚大な被害を受けた市町から職員の派遣を始めとする応援要請があった場合の支援体制について、事前の検討を行う。

【検討を行う復興体制】

ア 震災復興本部（仮称）

復興対策に関する意思決定機関

イ 震災復興対策事務局（仮称）

復興本部の意思決定にかかる情報のとりまとめ、関係計画の総合調整を行う機関

ウ 震災復興本部連絡会議（仮称）

県全体の復興対策の総合調整を行う機関

2 復興方針及び復興計画の策定

(1) 復興方針及び復興計画の策定

特定大規模災害等からの復興を計画的に進めるため、国が復興法に基づき策定する「復興基本方針」及び「三重県復興指針」に基づき、速やかに復興法に基づく「三重県復興方針（仮称）」及び三重県防災対策推進条例に基づく「三重県復興計画（仮称）」を策定して市町の「復興計画」策定を支援する。

【三重県復興指針（平成28年3月）の構成】

第1章 三重県復興指針がめざすもの

- 1 復興指針策定の背景～東日本大震災の発生から5年が経過して～
- 2 復興指針策定の目的
- 3 復興指針の位置づけ

第2章 南海トラフ地震からの復興プロセスにおいて想定される事態

- 1 想定される被害の様相
- 2 復興プロセスにおいて想定される事態～震災復興における事例や課題をふまえて～

第3章 「復興」の基本理念

- 1 「人間」と「人間関係」の回復
- 2 地域コミュニティの再生

第4章 復興に向けて取り組むべき対策の全体像

- 1 復興に向けた対策（全体像）
- 2 復興に向けた対策（Ⅰ 計画的復興に向けた行政運営）
(1) 行政機能の回復、(2) 復興体制の整備、(3) 市町支援、(4) 財政面の措置、(5) 情報提供
- 3 復興に向けた対策（Ⅱ 地域の再生や生活の再建）
(1) 被災住宅の応急対策、(2) 緊急の住宅確保、(3) 恒久的な住宅の供給、
(4) 災害廃棄物の処理、(5) 雇用の維持・確保、(6) 被災者への経済的支援、
(7) 保健・医療・福祉対策、(8) 学校の再開、(9) ボランティアの受入体制の整備、
(10) 公共土木施設の復旧・復興、(11) 安全な市街地の整備（復興まちづくり）、
(12) 文化の再生
- 4 復興に向けた対策（Ⅲ なりわいや産業の復興）
(1) 農業の経営再建、(2) 林業の経営再建、(3) 水産業の経営再建、
(4) 商工業の経営再建、(5) 観光業の経営再建

第5章 地域コミュニティの再生に向けて

- 1 「復興」の基本理念をふまえた平時からの取組
- 2 平時からの取組の延長線上にある取組

参考資料

- 1 東日本大震災における復興関連資料
- 2 東日本大震災以外の大規模災害における復興関連資料

■市町が実施する対策

1 復興体制の構築

(1) 市町震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害等が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「市町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、市町の総合的な復興対策を指揮する「市町震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害等からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「市

町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等について、「三重県復興指針」を参考として、事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

【個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目】

- ア 災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画
- イ 災害廃棄物の処理に関する計画（災害廃棄物処理実行計画）

【主担当課】

- ・ 防災対策総務課、資源循環推進課、住宅政策課

三重県地域防災計画

－地震・津波対策編－

令和 7 年 3 月発行

三重県防災会議

(三重県防災対策部 防災対策総務課)

〒514-8570 津市広明町 1-3

電話 059-224-2181

E-Mail btsomu@pref.mie.lg.jp

<http://www.bosaimie.jp/>